

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

本年3月、パソコンのトラブルから「Joho」の配信を中止してから5か月、やっと再開することができました。再開までの間、関係機関や業者の方と協議を重ねた新しいパソコンシステムの構築や当県民会議の理事長交代に関する手続きなどの業務が重なり、機関誌の配信が遅くなってしまったことをお詫び申し上げます。これからは、心機一転、立花書房が発行している不当要求防止責任者教本を参考に、暴力団等の排除に向け、皆さんに再確認していただくために、暴力団の実態や特徴から順に説明していきたいと思っております。

暴力団の実態編(立花書房教本の一部抜粋)

1 暴力団等反社会的勢力の実態

暴力団等の反社会的勢力は、事故やトラブルなどに因縁をつけたり、機関誌の購読や下請参入、広告料、寄附金などの名目で不当な要求をしたり、最近では、各種給付金詐欺やオレオレ詐欺を行うなど、社会の変化に応じて、その活動は多様化し、巧妙化している。

(1) 暴力団の実態

ア 犯罪助長集団

その構成員に占める犯罪経歴保有者の割合が非常に高くなっている。

イ 対立抗争常習集団

敵対する団体に対しては徹底的に攻撃を仕掛ける。

ウ 不当営利追求集団

金のためなら手段を選ばず、違法・不当な活動により、その資金を得ている。近年は組織の実態を隠蔽して合法的な経済活動を装うなど、不当な資金獲得活動を広範囲に行っている。

エ 活動拠点である事務所の誇示

暴力団の事務所は活動の拠点であり、いわゆる勢力を誇示する現れとも言える。

オ 少年をむしばむ暴力団

少年等を支配下に置き、暴力団の予備軍を育成している。

カ 掟が全てに優先

組織において、親分・子分の上下関係は絶対的なものであり、親分の命令は、善悪を問わず、法を無視してでもこれに従うのが義務とされている。

(2) 暴力団の特徴

ア 資金源獲得のための対象者や情報、いわゆる「ネタ」を探している。

イ 目的達成のためなら手段を選ばず、行動する。

ウ 力の信奉者であり、「自分より強い者には弱く」、「自分より弱い者には限りなく強い」

エ 虚栄心や自己顕示欲が強く、なめられると強く反発する。